

ご家族の安心のために備える保障

リスク

リスクによって
生じる金銭的負担

公的保障制度

=

ご準備しなければいけない費用（必要な保障額）

リスクに対して
備える保険種類

病気・ケガ
がん等
特定疾病

入院・手術費用

公的医療保険
(高額療養費)

高額療養費を利用した後の
入院1日あたりの自己負担額(*1)

全体平均
14,578円

入院・抗がん剤治療
手術・放射線治療等の費用

公的医療保険
(高額療養費)

高額療養費を利用した後の
入院1日あたりの自己負担額(*1)

乳がん16,181円
大腸がん15,918円

就業不能

収入減少
(給与減少)

公的医療保険
(傷病手当金) (*2)

介護のとき…収入は？ (会社員の場合)

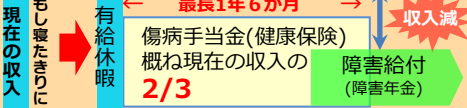
給与との差額
10万円

(例 月収30万円の会社員
傷病手当金20万円の場合)

介護

介護費用

公的年金
(障害年金)



介護が必要になったときの一時的な費用の合計
(在宅改造や介護用ベッドなどの購入)

平均約74万円(*3)

居宅サービスの1人あたりの受給額

平均約12.4万円(*4)

死亡

遺族の生活費

教育費等

公的年金
(遺族年金)



葬儀費用(*5) + ●教育費等
●生活立て直し資金

葬儀費用の全国平均
平均110.7万円(*5)

死後の整理資金

公的医療保険
(埋葬料5万円)

老後

老後の生活費

公的年金
(老齢年金)

- 夫婦でゆとりある老後に必要と考える生活費
: (月額) 平均37.9万円(*6)
- 夫婦2人の老齢年金 [会社員と専業主婦の場合]
: (月額) 平均22万円(*7)

月額約15.9万円

教育

学資 (準備したい
教育費の目安)

- 高校 (塾ありの場合) (*8)
- 大学(*8)

公立 約158万円
私立 約310万円
国立 約282万円
私立文系 約448万円

自分で使う保障

家族へのしる保障

積み立て

医療保険

がん保険
特定疾病保険

就業不能保険

介護保険

収入保障保険

終身保険
(円建て・外貨建て)

個人年金保険
終身保険
(円建て・外貨建て)

学資保険
終身保険
(円建て・外貨建て)

(*1)[内訳]・医療費の自己負担分(*)・食事代(1日3食)1,380円・差額ベッド代の平均6,527円(希望されて個室等に入院された場合)・家族の交通費、食費等の費用1,500円と仮定。(*)入院1日の医療費の自己負担分は、入院患者総数および傷病別の入院患者数の診療報酬点数および平均入院日数(32日)をもとに、初月に10日間入院したと仮定したときの医療費(健康保険の自己負担割合3割)から高額療養費(所得区分が標準報酬月額28~50万円の場合)を差し引いた金額になります。実際の自己負担額はケースにより異なります。出典:厚生労働省 令和2年「患者調査」、厚生労働省 令和3年9月「第488回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」、厚生労働省 令和3年「社会医療診療行為別統計」から試算。(*2)国民健康保険にご加入の方は傷病手当金が支給されません。労災適用の場合は終身保障があります。企業によっては独自の所得補償をもうけているところもあります。公務員等の共済組合にも同様の制度があります。(*3)公益財団法人生命保険文化センター 2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」(*4)厚生労働省 令和2年度「介護給付費等実態統計の概況」(*5)鎌倉新書 第5回お葬式に関する全国調査(2022年)(*6)公益財団法人生命保険文化センター 2022(令和4)年度生活保障に関する調査「速報版」(*7)現在支給を受けている人の平均です。将来受け取れる年金額を予想するものではありません。老齢年金支給額:2022年3月「第92回社会保障審議会年金数理部会資料」/厚生労働省 令和2年度「厚生年金保険・国民年金事業年報」(*8)文部科学省 平成30年度「子供の学習費調査」、「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」、令和3年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態調査結果」から推計。大学(国立・私立文系)は下宿代は含まれていません。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります(2022年度価格)。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。